

本日

令和 7 年 1 0 月 6 日
財 務 部 税 務 課

再生可能エネルギー共生税の新設に係る総務大臣の同意について

令和 7 年 3 月 2 4 日から総務省と協議を行ってきた再生可能エネルギー共生税の新設について、本日、総務大臣の同意があったのでお知らせします。

また、本日、1 6 時 3 0 分から、西棟 8 階 8 8 9 会議室にて、宮下知事の臨時記者会見を実施しますので、取材へのご協力をよろしくお願いします。

1 課税の根拠

地方税法第 4 条第 3 項の規定により法定外普通税として課する。

2 概 要

課 税 客 体	再生可能エネルギー発電施設（青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例（令和 7 年 3 月青森県条例第 2 号。以下「共生条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する再生可能エネルギー発電施設（その附属施設を除く。）であってその事業の用に供しているものをいう。以下同じ。）の所有
納 税 義 務 者	再生可能エネルギー発電施設の所有者
課 税 標 準	再生可能エネルギー発電施設に係る総発電出力
税 率	1 再生可能エネルギー発電施設のうち太陽光に係るもの (1) 保護地域※に設置された施設 : 410 円/kW (2) 保全地域※に設置された施設等 : 410 円/kW (3) 調整地域※に設置された施設等 : 110 円/kW 2 再生可能エネルギー発電施設のうち風力に係るもの (1) 保護地域※に設置された施設 : 1,990 円/kW (2) 保全地域※に設置された施設等 : 1,990 円/kW (3) 調整地域※に設置された施設等 : 300 円/kW ※ 共生条例第 7 条第 1 項に規定する保護地域、保全地域又は調整地域をいう。
非 課 税 事 項	① 国が所有する再生可能エネルギー発電施設 ② 地方公共団体が所有する再生可能エネルギー発電施設 ③ 共生区域※に設置された再生可能エネルギー発電施設（共生条例の規定による認定を受けた再生可能エネルギー発電施設設置計画等に係るものに限る。） ※ 共生条例第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定により定められた共生区域をいう。
徴 収 方 法	普通徴収

報道機関提供資料（連絡先）		
担 当 課 担 当 者		税 務 課 鈴木税務課長、杉野 GM
電 話	内 線	2 1 5 0 ・ 2 1 5 2
	直 通	0 1 7 - 7 3 4 - 9 0 6 4
報 道 監		財務部 次長 平澤 広明